

坂城都市計画

(坂城町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

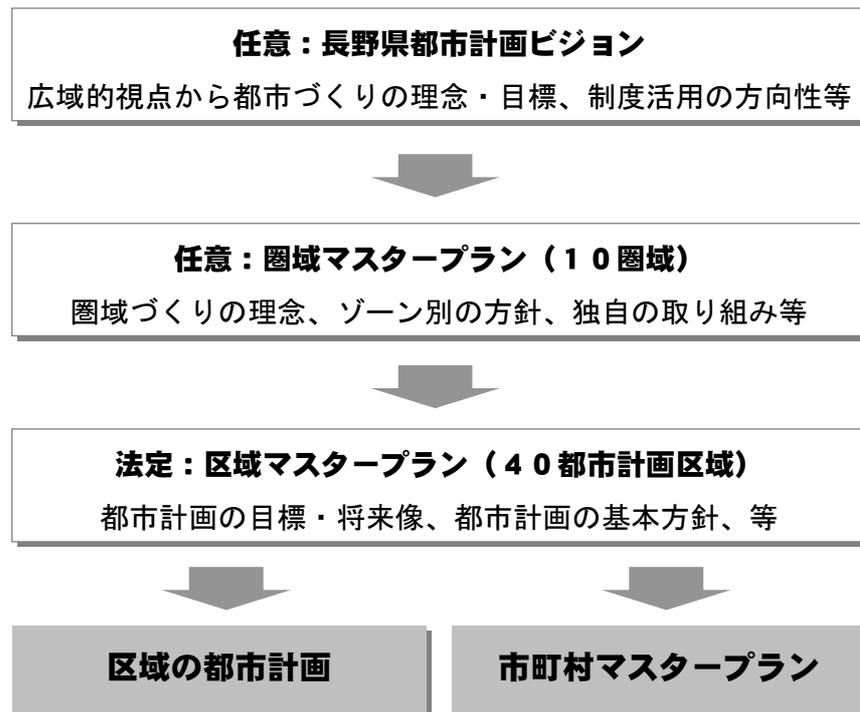
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【都市計画策定の経緯の概要】

坂城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（長野県決定）

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 24 年 8 月 6 日（月）から 平成 24 年 8 月 24 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 24 年 8 月 25 日（土）	公述申出なし につき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 24 年 10 月 26 日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 11 月 20 日（火）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 24 年 11 月 30 日（金）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）から 平成 24 年 12 月 20 日（木）まで	意見書の提出 なし
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 25 年 1 月 7 日（月）	
計画案の再縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 25 年 1 月 7 日（月）から 平成 25 年 1 月 21 日（月）まで	意見書の提出 なし
市町村意見聴取回答	平成 25 年 1 月 10 日（木）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 25 年 2 月 7 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 25 年 3 月 4 日（月）	
国土交通大臣本協議回答	平成 25 年 3 月 12 日（火）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 25 年 3 月 28 日（木）	

変 更 理 由 書

「坂城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 3 月の策定以降、約 9 年が経過したところです。

今般、平成 19 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

目 次

1 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
ア 都市計画区域の範囲	1
イ 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	1
ア 都市づくりの基本理念	1
イ 都市づくりの目標	2
(3) 地域毎の市街地像	3
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
(2) 区域区分の方針	6
ア おおむねの人口	6
3 主要な都市計画の決定の方針	7
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
ア 主要用途の配置の方針	7
イ 土地利用の方針	8
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
ア 交通施設の都市計画の決定の方針	9
イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	13
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	13
ア 主要な市街地開発事業の決定の方針	13
イ 市街地整備の目標	14
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	14
ア 基本方針	14
イ 主要な緑地の配置の方針	15
ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針	16
エ 主要な緑地の確保目標	17

坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・都市計画区域の名称：坂城都市計画区域
- ・対象市町村：坂城町
- ・範囲：坂城町の一部

イ 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 平成42年
- ・都市施設などの整備目標 平成32年（中間年 平成27年）

(2) 都市づくりの基本理念

ア 都市づくりの基本理念

本区域は、長野・上田の両都市圏の結節点に位置し、古くは北国街道の宿場町として栄え、近年では工業都市として発展し、県内でも特異な「ものづくりの町」としての地位を築いている。また、上信越自動車道と北陸新幹線の整備及び一般国道18号上田坂城バイパスと主要地方道長野上田線力石バイパスの開通により、広域的交流が促進している地域である。

また、本区域の千曲川周辺の平坦地では主に水稻が、中山間地では果樹栽培が行われており、農業も盛んである。

一方、しなの鉄道坂城駅周辺を中心市街地では、道路・駅前広場などの都市基盤の整備により、土地利用の活性化や、歴史・文化・観光といった地域資源を活用した動きが見える反面、定住人口の減少や第3次産業機能の低下が進み、町の顔としての中心市街地の活性化が課題となっている。

このため、本区域は、豊かな自然環境の保全と育成を図り、人権の尊重を基本に、中核となる工業に農業・商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、魅力的な都市を形成するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

「自然と人と産業がともに輝く^{まち}自律の都市づくり」

イ 都市づくりの目標

都市づくりの理念を受け、今後の本区域の都市づくりの目標を次のとおり設定する。

(ア) 自然と共生する持続可能なまちづくり

豊かな自然環境を保全しつつ、この資源を都市の魅力として有効に活用するため、自然と人が共生する都市づくりを目指す。

河川や山林を保全するとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施していく。

自然環境の恵みを楽しみつつ、持続可能な循環型社会を実現するために、「低炭素都市づくり*ガイドライン」に基づいた都市づくりを目指す。

都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、都市施設の適切な配置や既存ストックの有効活用を促進することにより、多様な都市機能がコンパクトに集積する集約型都市構造の実現を目指す。

(イ) ものづくりに誇りのもてるまちづくり

ものづくりのまちとしての本区域の特性を活かし、既存の農林業・工業・商業・観光を活かしながら、これらを連携することにより新たな産業の創造を促す都市づくりを目指す。

具体的には、産業の特徴を活かした景観整備、企業誘致及び産業支援を図る面整備や都市基盤整備を行う。更に、商業の活性化を図るため、中心市街地の再整備を行う。

(ウ) やすらぎのある快適で安全なまちづくり

少子高齢化や人々のライフスタイルが多様化するなか、誰もが快適に安全に生活することが出来る都市づくりを目指す。

全ての人々が安心して社会活動を行うことが出来るように、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく道路、公園等の都市基盤整備を進める。また、個性と魅力ある住環境を形成するため、人々の景観意識の向上と、まちなみの景観形成を行う。

誰もが快適に安全に生活することが出来る地域社会・市街地空間を実現するため、ノーマライゼーション*の視点に立った都市づくりを目指す。

また、市民生活や都市活動を安全に行っていくため、防災施設の整備など総合的な対策によって、災害に強い都市づくりを進める。エネルギーセキュリティ*の確立とともに、安全で賢いまちづくり「スマートタウン坂城」を推進する。

(エ) 協働による個性あるまちづくり

住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する。

* 低炭素都市づくり

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減する「低炭素社会」を実現させる都市のこと。低炭素都市づくりとは、低炭素都市の実現を目指し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、さらに都市をコンパクト化するなど、CO₂排出量などの環境負荷の小さな都市構造にしていくことなどをいう。

* ユニバーサルデザイン

高齢者を含む出来る限りすべての人が、安全かつ快適に利用できるように公共施設や建物、製品などをデザインするという、バリアフリーをさらに進めた考え方。

* ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を指す。

* エネルギーセキュリティ

一般的には「エネルギーを安定して供給するためのリスク管理」のことだが、ここでは「エネルギーの需給を将来にわたって安定させるための方策」の意味で使っている。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の7つの地域に分けて整備を進める。

ア 都市拠点地域

しなの鉄道坂城駅周辺地区は、都市中心拠点として商業・業務施設が集積し、本区域の中心的な商業・業務機能を担う地域であり、鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、商業インキュベータ施設※（けやき横丁）などの集客性を持つ施設を整備・活用し、道路・公園などの基盤整備と、各種イベントの開催などのソフト事業を併せて推進し、にぎわいのある商業地区の形成を図る。

イ 産業拠点地域

しなの鉄道テクノさかき駅周辺は、坂城テクノセンターや大規模な工場が立地しており、区域の産業の根幹となる産業拠点であることから、今後とも勤労者の福利厚生、新規工場用地の確保などのために、総合的工業支援地域として整備を図るとともに、緑化の推進等により周辺環境と調和した工業地として維持・向上を図る。

ウ 自然型観光拠点地域

びんぐしの里公園、さかき千曲川バラ公園、さかき地場産直売所など、町内の観光資源を有機的に結び付け、人が集まる観光拠点として、観光資源の保全と、観光地として魅力ある環境整備を図る。

エ その他市街地

その他用途地域内の市街地においては、自然環境との調和を図りつつ良好な住宅地及び流通・工業地として基盤施設の整備を図る。

オ ふるさとの農用地※（農業地域及び田園集落地域）

市街地周辺に展開する農地及びその集落一帯は、農村（田園）景観の保全を図りつつ、集落のコミュニティの維持・活性化のための基盤施設の整備を図る。

カ 自然保全地域

風致地区及び保安林に指定されている区域は、今後も自然環境・景観・歴史的遺産の維持保全を図る。

キ 自然と共生するゾーン

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境や農業環境などを維持・保全・活用する地域として位置付ける。

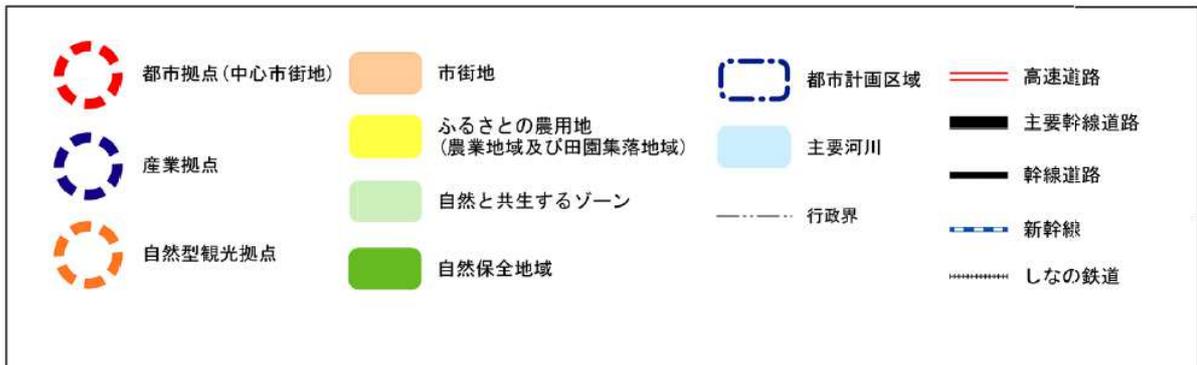
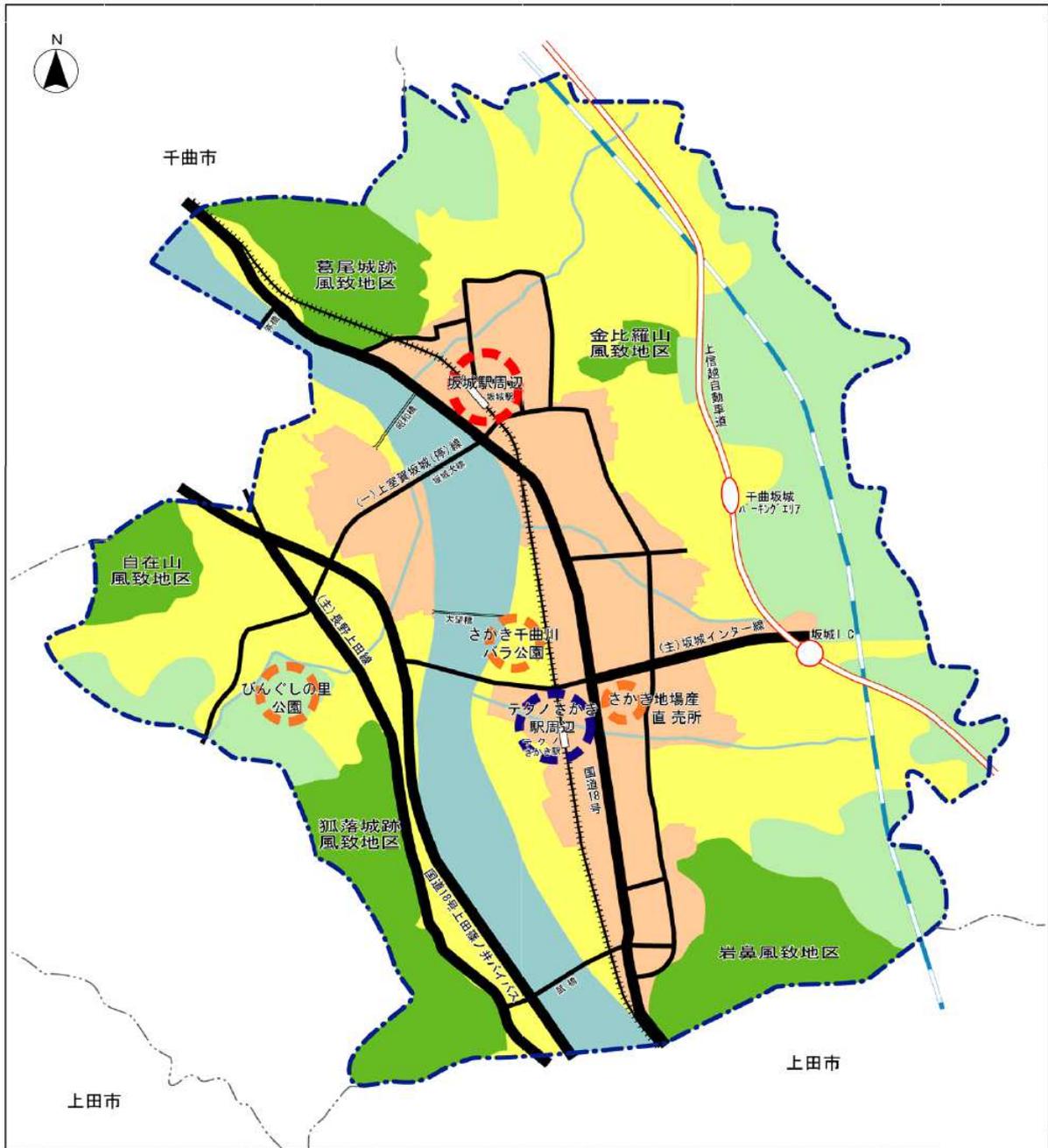
※ インキュベータ施設

本来、孵卵（ふらん）器・保育器のことで、新規産業等の企業を育成し誘致するために、公共機関などが低コストで提供する施設のこと。

※ ふるさとの農用地

農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）

◆都市構造図（坂城都市計画区域）



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、定めないとした根拠は、次のとおりである。

ア 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向・土地利用の状況に着目し、県下同一の判断基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性がやや低いと判断した。その概要は、以下のとおりである。

- ・本区域における平成 12 年から平成 17 年の人口推移は、用途地域内で 334 人の人口減少、用途地域外で 34 人の人口減少と、用途地域内外のいずれにおいても人口減少傾向を示しており、用途地域外への宅地化の拡散抑制の必要性が低いと判断できる。
- ・本区域の用途地域内の道路面積率は 12.0%（平成 19 年度都市計画基礎調査）であり、住宅地として望ましいとされる 15%を下回っており、また、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、市街地整備の必要があると判断できる。

イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外は、大部分が「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づく農用地区域、「森林法」の規定に基づく地域森林計画対象森林などに指定され、開発は制限されているとともに、「坂城町生活環境保全条例」、「坂城町開発指導要綱」等により適正な誘導が行われている。

自然環境豊かな森林等においては、風致地区の指定により環境保全に努めている。今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針のため、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは、区域区分の必要性が低いと判断され、イに示す地域特性を踏まえ、急激な人口増加や市街化は考えにくい。よって、区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、周囲の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法及び建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分を定めない。

(参 考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

ア おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (目標年)
区 分			
都市計画区域内人口	16.4 千人	おおむね 15.4 千人	おおむね 14.7 千人

(注) 平成 17 年基準年人口は、「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成 27・32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業・業務地

しなの鉄道坂城駅周辺地区を中心商業・業務地として位置付け、商業活性化のための施策を推進しながら、商業施設の立地を誘導するとともに、町の「顔」としてふさわしい基盤施設の整備を図る。

(4) 工業地

a 専用系工業地

しなの鉄道テクノさかき駅周辺地区、坂城インターチェンジ周辺地区及び千曲川沿岸工業集積地区を、本区域の中心的な工業地として位置付け、公害防止に配慮しつつ、生産機能の向上を図るとともに、周辺環境整備を促進する。

しなの鉄道テクノさかき駅周辺地区は、テクノさかき工業団地、坂城テクノセンター、坂城勤労者総合福祉センターなど、工業関係施設などが相互に有機的連携を保ち、工業振興の中核的拠点を形成するよう、総合的工業支援地域として整備を進める。

坂城インター工業団地については、工場立地の促進及び隣接している用途地域との整合を図るため、工業系用途地域への編入を図る。

b 複合系工業地

その他の工業集積地については、住工混在の解消を図りながら、工業立地の促進を図る。

(7) 住宅地

a 専用系住宅地

泉団地周辺地区、新地地区、新地団地周辺地区及び鼠団地周辺地区に位置する戸建住宅地区については、中低層階の住宅地としての良好な住環境の改善・向上を図る。

坂城小学校周辺地区、戌久保団地周辺地区、坂城中学校周辺地区、村上団地周辺地区及び町横尾地区に位置する住宅地は、中高層の住宅地として良好な住環境の改善・向上を図る。

b 一般住宅地

専用系以外の住宅地は、一般住宅地として、住環境の保全に配慮しながら、住宅と商業・工業が共存できる地区として生活環境の改善・向上を図る。

イ 土地利用の方針

(ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域においては、用途地域の変更を予定する区域はないものの、状況に応じて建物用途の混在する地区の用途転換・用途純化を推進する。

(イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

しなの鉄道坂城駅周辺中心市街地の一部に見られる木造密集地帯など、基盤整備が遅れている地区については、まちなかの道路整備等により、居住環境の改善を図る。

(ロ) 都市内の緑化又は都市の風致の維持に関する方針

現在第1種風致地区に指定されている葛尾城跡地区、金比羅山地区、岩鼻地区、自在山地区及び狐落城跡地区は、都市の景観を特徴づける樹林地であり、今後も風致地区の指定を継続し、今後、町条例の基準による建築等の制限により風致の維持を図る。

(ハ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき農用地区域として設定されている集团的優良農地、ほ場整備事業などの農業基盤整備事業の受益地等は、その保全を図る。また、農業振興地域制度、農地転用許可制度等との適正な調整、計画的な土地利用及び農地の有効利用を図り、優良農地の確保・保全に努める。

(ニ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(ホ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域を取りまく山地、丘陵地、千曲川、さらに優良農用地などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な要素であることから、「生物多様性なごの県戦略」に基づいた取り組みを進める等、生物多様性にも配慮しながら、これらの自然資源の保全を図る。

森林地域や農業地域については、「森林法」に基づく保安林の指定、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

(4) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存のテクノさかき工業団地に隣接し、既に整備されている工業団地等については、住工混在の解消や工業立地を進めるための工業用地拡大需要に対応し、計画的な土地利用の規制・誘導を図るため、関係機関と調整を図りつつ、工業系用途地域の決定を行う。

一般国道 18 号坂城更埴バイパス沿線では、今後、開発が予想されることから、用途地域の決定を視野に入れながら農振農用地区域との調整を行い、乱開発を防止して秩序ある計画的な土地利用を図る。

用途地域の指定のない区域（白地地域）の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針などから、用途地域周辺区域、郊外幹線沿道区域、既存集落区域、田園区域、工業団地区域、風致地区、町の基幹公園を含む山間地など、地域各々の特性を踏まえた制限値とし、良好な市街地環境の確保を図る。

また、宅地化がみられない森林地域については、現在の自然環境を保全するための制限値とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通網としては、上信越自動車道・しなの鉄道があり、その他主要な幹線道路については、一般国道 18 号（3・5・7号坂都7号線）及び一般国道 18 号上田篠ノ井バイパス（3・3・13号上田篠ノ井線）が位置付けられ、それを補完する形で、主要地方道及び一般県道が配置されている。

一般国道 18 号上田坂城バイパス（上田市上塩尻～南条鼠橋通り）及び主要地方道長野上田線力石バイパス（上五明～千曲市力石）が開通し、一般国道 18 号の交通分散が図られた。さらに、一般国道 18 号坂城更埴バイパス（南条鼠橋通り～上五明）が事業化されている。

鼠橋以北の未整備区間における交通量増に対応し、一般国道 18 号上田篠ノ井バイパス全線の整備促進を図るなど、今後増加が予想される交通需要を円滑に処理するための交通体系の整備が必要である。

道路網においては、道路の役割分担（域内交通と域外交通の分離等）を明確にした道路網の再構築を進め、高速交通網との接続に対応した道路、区域内の国道、一般県道、都市計画道路などを効果的に連結した環状道路の整備など、中心市街地の混雑緩和、本区域と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促す道路網の形成を進め、都市づくりの基本理念の実現を図る。

その他公共交通機関については、しなの鉄道坂城駅の駅舎近代化、しなの鉄道テクノさかき駅周辺の環境整備、区域外との連携機能も踏まえた循環バスなどを柔軟に組み合わせた交通体系の検討などにより、利便性の向上を図る。

なお、基幹道路である都市計画道路の整備を推進するとともに、事業の実施に際して必要となる見直しや、社会情勢の変化に伴う道路の見直しの検討を進める。

b 整備水準の目標

都市計画道路として都市計画決定済み延長約 28.8km のうち、平成 22 年度末現在では、市街地内（用途地域内）で約 9.5km（2.0km/km²）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的な道路整備の推進を図るものとする。

また、道路環境の向上及び公共交通の整備についても、関係機関との協議を行いながら整備の推進を図る。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 道路

(a) 高速自動車国道

既存の上信越自動車道を、主要都市間を結ぶ広域連絡軸として位置付ける。

(b) 主要幹線道路

本区域と周辺市町村を相互に連絡する路線であり、本区域の南北方向の主軸を形成する道路として、一般国道 18 号（3・5・7号坂都7号線）及び一般国道 18 号上田篠ノ井バイパス（3・3・13号上田篠ノ井線）を主要幹線道路として位置付け、本区域と周辺市町村との連絡性の向上を図る。

本区域内の都市拠点及び地域拠点を連絡し、上信越自動車道及び南北方向の主軸道路とともに本区域内の広域交通の優れた走行性を確保するための道路として、主要地方道長野上田線及び主要地方道坂城インター線（3・4・5号坂都5号線の一部）を位置付け、本区域と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促す道路網の形成を図る。

(c) 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ幹線道路として、一般県道上室賀坂城停車場線（3・4・1号坂都1号線の一部）、一般県道新田坂城停車場線（3・4・2号坂都2号線の一部）、3・4・1号坂都1号線、3・4・2号坂都2号線、3・4・3号坂都3号線、3・4・4号坂都4号線、3・4・5号坂都5号線、3・4・6号坂都6号線、3・5・8号坂都11号線、3・5・9号坂都12号線、3・5・10号坂都13号線、3・5・11号坂都14

号線、3・5・12号坂都15号線、町道A01号線及び町道A05号線を位置付け、区域内の各地域拠点の発展を促す道路網の形成を図る。

(d) 補助幹線道路等

上記以外の計画幅員の狭小な道路等については、それぞれの地域における通行機能・空間形成機能・街区形成機能を担う補助幹線道路・区画道路として位置付け、必要な整備を進めていく。

(e) 歩道等

千曲川の左岸に、自転車道として一般県道上田千曲長野自転車道線を配置する。

また、千曲川の自然を楽しみながらレクリエーション・健康増進などが行える場としてのウォーキングステーションを起点としたウォーキングコースは、未舗装部の整備を行い、いっそうの活用を図る。

道路整備にあたっては、歩行空間の確保や植樹帯の設置など、道路空間の快適性と景観の向上に努めるとともに、高齢化等に対応したユニバーサルデザインによる整備を推進する。

b 公共交通

公共交通機関として、しなの鉄道が本区域を南北方向に通り、都市拠点となる坂城駅及び産業拠点となるテクノさかき駅が配置されており、坂城駅を発着場として町内循環バスが運行されている。

しなの鉄道の坂城駅・テクノさかき駅は、利用者などのニーズを踏まえた施設・設備の維持改善に努め、既存の駐車場・駐輪場の管理運営を含めて、よりいっそうの利便性・安全性を高めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した環境及び駅前広場の整備を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種別	路線名称
道路	3・4・1号坂都1号線
	3・4・2号坂都2号線
	3・4・5号坂都5号線
	3・3・13号上田篠ノ井線（一般国道18号上田篠ノ井バイパス）

イ 下水道及び河川の都市計画の決定方針

(7) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

公共水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、千曲川流域下水道上流区の整備を図るとともに、公共下水道の早期整備を促進する。

(b) 河川

災害発生が予想される河川の改修事業により自然災害の防止に努め、総合的な治水事業による整備を促進し、河川流域における安全の確保を図る。

また、整備にあたっては、治水機能だけでなく都市景観や親水性の向上、水質の浄化、自然環境の保全、水生生物の生息環境などに配慮しながら、河川敷の有効活用と親水環境の整備・創出を図る。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

本区域は、千曲川流域下水道上流処理区に含まれ、計画処理面積が 619ha で、平成 23 年度末現在、普及率 67.5%まで整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に管渠等の整備を進め、下水道の普及・促進を図る。

(b) 河川

今後とも、計画的な河川改修の促進や適正な維持管理に努める。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

本区域における汚水の処理のため、千曲川流域下水道及び公共下水道基本計画に基づき整備を推進する。

また、公共下水道処理区域外においては、公共用水域の水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽の導入・普及を図る。

b 河川

配置方針は、現在の河川流域を基本とし、河川整備計画の考えに基づいた治水対策を進める。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、以下のとおりである。

種 別	施設名
流域下水道	千曲川流域下水道上流処理区
公共下水道	千曲川流域関連坂城町公共下水道

ウ その他の都市施設の都市計画の決定方針

(ア) 基本方針

高齢社会の到来、核家族化の進展等に対応して、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、日常の住民生活に必要な教育文化施設、社会福祉施設、供給処理施設等が整備されてきたが、目標としている都市の将来像を実現するため、施設の整備、充実及び維持管理を図る。

(イ) 主要な施設の配置方針

a 供給処理施設

ごみ焼却場として、中之条地区にある葛尾組合ごみ焼却場の他に、長野地域ごみ処理広域化基本計画に基づき千曲市に予定している新たな施設を位置付ける。

火葬場として、中之条地区にある既存の葛尾組合火葬場を位置付ける。

汚物処理場として、千曲市屋代にある既存の千曲衛生センターを位置付ける。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に重点的に整備すべき公共施設は、次のとおりである。

種 別	名 称
ごみ処理施設	長野広域連合 B 焼却施設

なお、葛尾組合ごみ焼却場は、B 焼却施設が稼働した後に廃止する予定である。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、これまで市街地開発事業の実績はないが、市街地（用途地域）内においては、現在でも未利用地が残存していることから、各地区の特性を考慮し、市街地開発事業、街路事業等による都市基盤整備を実施し、併せて地区計画、建築協定等を必要に応じて導入し、土地の高度利用、商業・業務機能の拡充、及び住環境の向上を図ることにより、市街地内への人口誘導を促す。

イ 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な市街地開発事業は、現在のところない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、中央部を千曲川が南北に流れ、また、市街地に隣接して丘陵が迫る独特の地形・景観を形成しており、市街地周辺の丘陵地は、風致地区が指定されている。

都市における緑は、住民の心にゆとり・やすらぎ・活力を与えるものであり、身近な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしている。

このため、「生物多様性ながの県戦略」に基づいた取り組みを進める等、生物多様性の保全にも配慮しながら、自然環境の保全とともに、千曲川河川敷の有効利用をはじめ、街路樹の植栽・公共公益施設の緑化を図るとともに、緑と花（バラ）のある市街地形成を図る。

公園緑地は、住民のコミュニティ活動やスポーツレクリエーション活動の場であるとともに、美しい都市景観を形成する重要な要素であることから、事業中あるいは計画のある公園緑地整備を積極的に進める。また、住民ニーズに合致した公園整備を検討するとともに、既存施設の長寿命化を図る。

都市公園は、住民のやすらぎと憩いの場として機能しており、また、災害時の避難場所としても機能することから、現在の都市公園に加え、都市公園が不足している地域における計画的な整備・配置を行う。

(イ) 緑地の確保目標水準

本区域においては、都市計画公園・緑地は現在のところ計画決定されていないが、坂城町都市公園条例による街区公園 3 箇所、地区公園 1 箇所、風致公園 2 箇所及び千曲川河川敷を利用した運動公園・緑地等が 5 箇所開設されている。今後は、既存施設の都市計画決定の検討とともに、緑の基本計画の策定を検討し、都市公園・緑地の計画的な整備により、不足している緑地量を確保する。

(ウ) 住民一人あたりの公共空地

坂城町都市公園条例による街区公園 3 箇所、地区公園 1 箇所、風致公園 2 箇所及びその他公園 1 箇所の合計面積は 19.00ha で、都市計画区域人口一人当たり 11.88 m²となっている。

引き続き、計画的な都市公園・緑地の整備により、一人あたりの公共空地面積の

増加を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(ア) 環境保全系統

本区域は、千曲川をはじめ、多くの自然環境に恵まれており、それらの自然環境を環境保全系統として積極的に保全するとともに、都市環境の改善、都市防災の強化及び郷土景観の向上を図るため、市街地及びその周辺の緑地に関して、規制・誘導・保全・整備等の諸施策を総合的に展開するものとする。

市街地を取り囲む山々の山麓・稜線及びこれらに連続する樹林地を、緑豊かな都市の骨格として保全を図る。

都市公園は、都市の気温等を調整し、大気を浄化し、都市形態を規制し、かつ、本区域の都市景観を特徴づける緑地として配置する。

千曲川をはじめとする河川、湖沼、湧水地等は、野生動植物の生息地や生育地等として重要であり、自然生態系の緑地として保全を図る。

(イ) レクリエーション系統

日常的レクリエーション機能緑地として住民と密接な関わり合いを持つ住区公園は、住区内土地利用、住区内人口、誘地距離等を勘案し配置する。また、都市公園は、都市形態、緑地特性及び需要予測を勘案し、有効な位置に配置する。

レクリエーション系統の骨格となる千曲川河川敷緑地は、住民の憩いの場及び交流の場として位置付ける。

また、さかき千曲川バラ公園、隣接するウォーキングステーションを起点としたウォーキングコース、坂城町運動公園、鼠橋運動公園、沿道の植栽等の整備・拡充を進め、緑のネットワーク形成を図る。

(ウ) 防災系統

防災系統緑地は、住民の生存に係る緑地であるという観点から、過去の被災地及び今後災害の発生するおそれのある地区について、災害を防止・軽減するように緑地の配置を行う。

火災延焼防止及び避難広場としての機能を有する都市公園の配置を行う。

工場敷地内の緑地及び幹線道路の街路樹は、都市災害の防止及び公害の防止・軽減に資する緩衝緑地的な機能を果たす緑地としても位置づける。

自然災害の発生危険度の高い急斜面地、河川沿い等の緑地は、特に永続性を確保する。

(エ) 景観構成系統

区域全体の統一的な景観形成を目指し、山麓、丘陵部の樹林地及び農地を含めた総合的な都市景観の形成を目指す。そのため、千曲川に沿った優良な水田や花卉栽培を中心とした農業地域などの緑地の保全、農地の荒廃防止及び森林の保全・育成を図り、美しい郷土景観の保全を図る。

また、社寺、境内地等樹林地は、都市内に存在する数少ない樹林地であることから、良好な景観を有する都市内緑地として重要であり、象徴的かつ景観を特徴づける緑地として保全を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

a 街区公園

住区の人口規模に応じ、各住区に適正に配置する。誘致距離、街区パターン、他の公共施設の配置状況及び地形的制約を考慮しながら、住区単位での配置を推進する。

b 近隣公園

各住区内に1箇所配置する。誘致距離、街区パターン、他の公共施設の配置状況及び地形的制約を考慮しながら住区単位での配置を推進する。

c 地区公園

各市街地の密度や円滑なアクセスの確保が可能になるように配慮して整備する。それぞれの地域にとって、身近な場所でスポーツを楽しむことのできる空間として、スポーツ施設の整備及び適切な維持管理を行う。

d その他の公園緑地

その他の主要な公園緑地として、特殊公園・都市緑地を配置し、整備を図る。

(イ) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

現在決定されている風致地区の維持を図る。

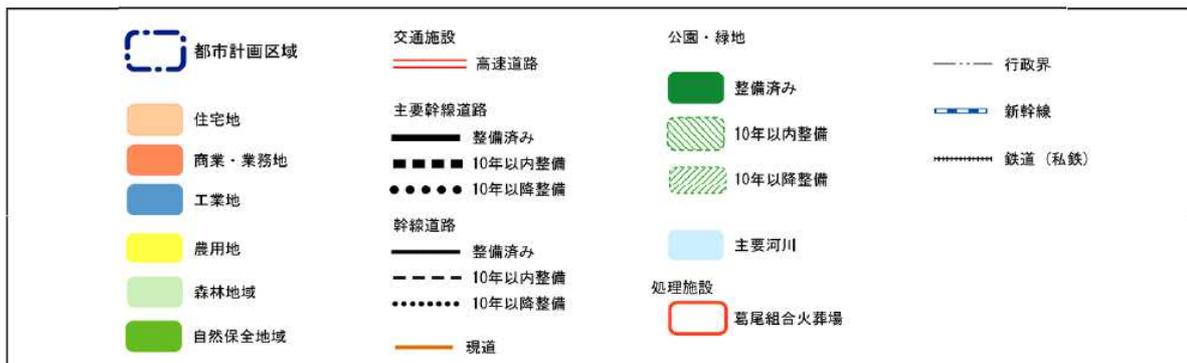
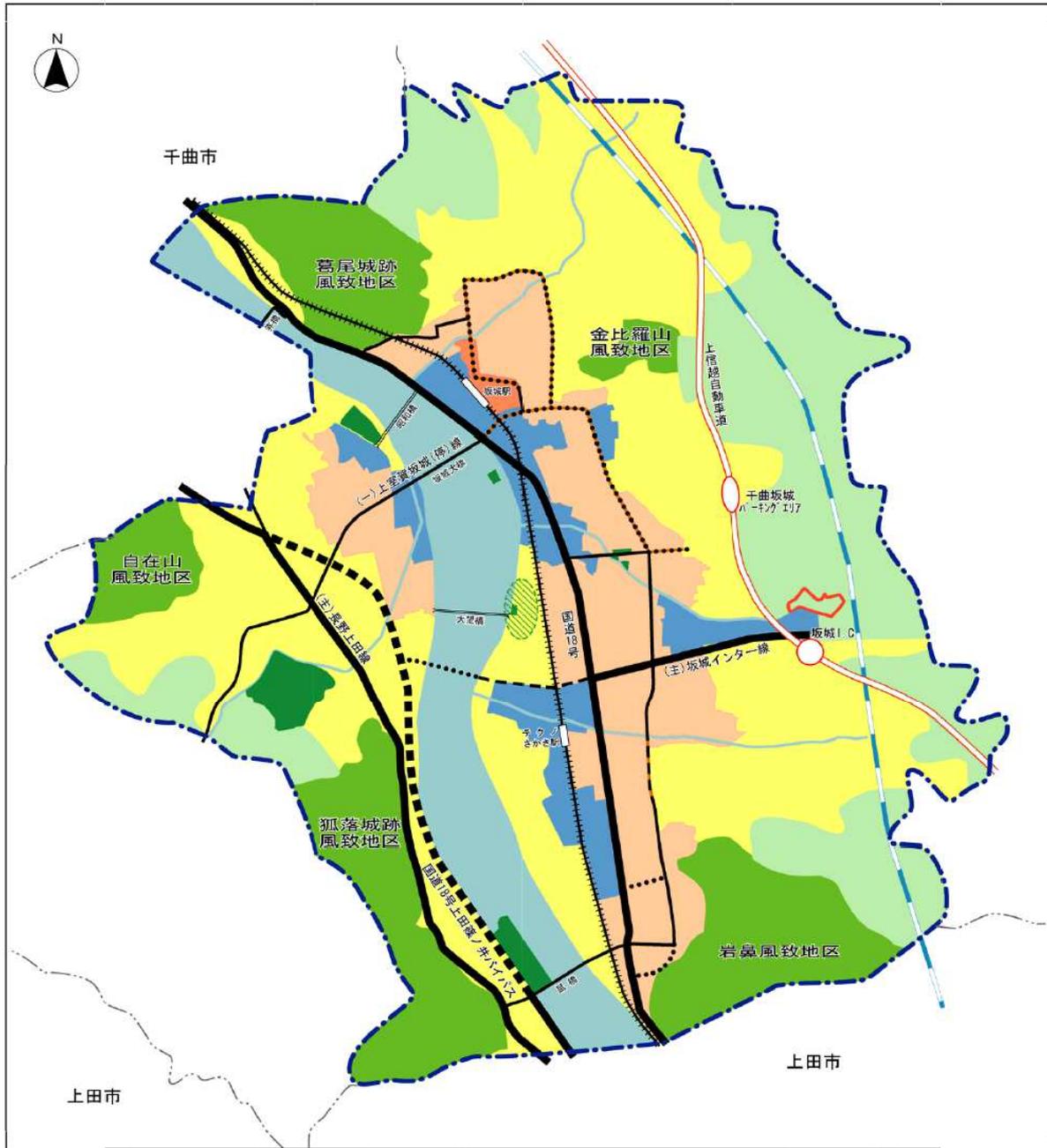
地区の種別	決定方針
風致地区	葛尾城跡地区、金比羅山地区、岩鼻地区、自在山地区及び狐落城跡地区は、都市の景観を特徴づける樹林地であり、今後も風致地区の指定を継続し、その保全を図る。

エ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な公園等の公共空地は、以下のとおりである。

種 別	名 称
緑地等	びんぐしの里公園、さかき千曲川バラ公園、ウォーキングステーション

都市計画区域マスタープラン附図
坂城都市計画区域（坂城町）



**坂城都市計画（坂城町）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

○長野県千曲建設事務所整備課

〒387-0007 長野県千曲市大字屋代1881
TEL 026-273-1720
FAX 026-273-1722
E-mail chikuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7297
FAX 026-252-7315
E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp